



ペット医療費用保険

重要事項説明書 普通保険約款および特約条項





☆もくじ☆

☆ペット医療費用保険重要事項説明書
契約概要のご説明 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
注意喚起情報のご説明 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
☆ ペット医療費用保険普通保険約款および特約条項
第1章 用語の定義条項 ········ { { } { } { } { } { } { } { }
第 2 章 補償条項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第3章 基本条項 ************************************
<別表 1 保険料の返還(第 24 条関係)>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
特定疾病補償対象外特約・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
保険料分割払特約 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
初回保険料の口座振替に関する特約・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
継続契約初回保険料の口座振替に関する特約・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
クレジットカードによる保険料支払に関する特約・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
保険契約の継続に関する特約(年払契約用)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
保険契約の継続に関する特約(分割払契約用)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
通信販売に関する特約・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17





● 契約概要のご説明

- ・この書面は、ペット医療費用保険の商品内容をご理解いただくために特に重要な情報を記載したものです。ご契約の前に必ずお読みいただき、内容をご承諾のうえ、お申し込みくださるようお願い申し上げます。また、この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありませんので、詳しくは、ペット医療費用保険普通保険約款および特約条項等をご参照ください。なお、ご不明な点につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。
- ・ご契約者が飼い主(以下「被保険者」といいます)でない場合は、この書面の記載内容を被保険者にご説明ください。

☆ 商品の仕組み

1.名称 ペット医療費用保険(愛称:げんきナンバーわん)

2.商品の仕組み

この保険は、日本国内で家庭用として飼育される犬または猫(以下「ペット」といいます)を対象とした保険です。ご契約のペットが傷害または疾病によって診療を受け、被保険者(飼い主)が支払った治療費の一定割合を補償します(注1)。

♪ご加入できるペットとできないペット

いと加入できるべかで	ご加入できるペット		ご加入できないペット
①日本国内のご家庭で ②以下の年齢の犬また	飼育される犬または猫 は猫 ※保険期	間の初日時点の満年齢	①ペットショップ・ブリーダー等が売買目的で飼育する犬または猫なお、売買後の犬または猫は、ご加入できます。 ②闘犬または競争犬等の興行目的で飼育される犬または猫 ③警察犬、麻薬犬、救助犬または狩猟犬等の職業犬。 ただし、盲導犬または聴導犬等の介護犬は、
犬 猫	生後45日以上	満10歳以下(注2)	ご加入できます。

- (注1)保険金のお支払い対象とならない治療費がありますので、詳しくは、下記「補償の内容2.主な免責事由(保険金をお支払いできない治療費等)をご参照ください。
- (注2)プラン80で申し込む場合または保険契約をウェブサイトにより申し込む場合は満7歳以下となります。

☆ 補償の内容

1.お支払いする保険金

ご契約のペットが保険期間中(1年間)に日本国内で傷害または疾病を被り、その直接の結果として、日本国内の動物病院等で治療を開始した場合、保険金の支払限度額(以下「保険金額」といいます)を上限に、その治療のために被保険者(飼い主)の負担した治療費(注3)に補償割合を乗じた額を保険金としてお支払いします。なお、被保険者(飼い主)の負担した治療費(注3)に補償割合を乗じた額が保険金額を超える場合は、保険金額を保険金としてお支払いします。

プラン名	補償割合	保険金額 (保険金支払限度額)	お支払いする保険金
プラン50	50%	50万円	・「被保険者の負担した治療費(注3)」×50% ・50万円が上限となります。
プラン70	70%	70万円	・「被保険者の負担した治療費(注3)」×70%・70万円が上限となります。

(注3)保険金のお支払い対象とならない治療費等がありますので、詳しくは、下記「2.主な免責事由(保険金をお支払いできない治療費等)」をご参照ください。

- ◆リントの傷害または疾病については、保険金をお支払いできませんので、ご注意ください(初年度契約に限ります)。
- ①保険期間の初日において既に生じていた傷害・疾病
- ②保険期間の初日から15日以内に発生した傷害
- ③保険期間の初日から30日以内に発症した疾病(ガンを除きます)
- ④保険期間の初日から90日以内に発症したガン

2.主な免責事由(保険金をお支払いできない治療費等)

- 以下の治療費等は、保険金のお支払い対象となりません。
 - ・定期健康診断、病理組織検査、治療を伴わない検査
 - ・疾病予防のための検査・投薬・予防接種(ワクチン接種費用等)
 - ・過去1年以内に予防接種または動物病院が認める予防薬等による予防処置をしなかったために罹患した以下の疾病 犬の場合:フィラリア、ジステンパー、伝染性肝炎、アデノウイルス感染症、パラインフルエンザ、パルボウイルス感染症、レプト スピラ感染症、狂犬病

猫の場合:フィラリア、汎白血球減少症、カリシウイルス感染症、ウイルス性鼻気管炎(ヘルペス)、白血病ウイルス感染症(FeLV)

- · 先天性疾患によって生じた傷害·疾病、心身症、猫エイズ
- ・皮膚病・口腔内疾患・外耳炎に対する入院治療(通院治療は、保険金のお支払い対象となります)

- ・妊娠・偽妊娠・出産・早産・流産の治療等(異常な出産のために獣医師が特に必要と認めた場合は、保険金のお支払い対象となります)
- ・股関節形成不全・膝関節形成不全・股関節脱臼・膝関節脱臼等(交通事故等、急激な衝撃事故の場合は、保険金のお支払い対象となります)
- ・傷病名が特定されない傷害・疾病、安楽死
- ・不好・去勢手術、断耳・断尾、声帯除去、歯石除去、爪切除(狼爪切除を含みます)、美容整形手術、試験開腹手術等
- ・耳道・肛門腺・点眼等の定期的処置、健康体に施す肛門腺除去等の外科手術・肛門嚢搾り等の処置
- ・漢方・温泉療法・酸素療法・免疫療法等の代替的処置、健康補助食品による処置、処方食による治療
- ・入浴費(シャンプー代を含みます。ただし、獣医師が通常の治療の一環として動物病院で行う場合は、保険金のお支払い対象となります)、マイクロチップの挿入費、カウンセリング費
- · 各種証明書類の作成·郵送費用、医薬品の郵送費用(保険金請求に必要な診断書等の作成費用は、保険金のお支払い対象となります)
- ・ペットの移送費用、親犬・親猫が新生仔の付添いに要した費用
- ※上記の他、5ページ「注意喚起情報のご説明主な免責事由」にも記載していますので、ご参照ください。

3.付帯できる特約およびその概要

名 称	概 要
特定疾病補償対象外特約	腎不全·肝不全·糖尿病·自己免疫性溶血性貧血のいずれかの告知があった場合に付帯され、その疾病が免責
付近沃州相負別多次付款	(保険金のお支払い対象外)となります。
保険料分割払特約	保険料を月払で払い込むための特約であり、全ての月払契約に付帯されます。
初回保険料の口座振替に	保険料を初回保険料から口座振替で払い込むための特約であり、全ての口座振替払契約に付帯されます。
関する特約	MPXイヤとが回 MPXイカッコ産派目ではいたのにのの行がでんが、主てのコ産派自は天本がには行びてんなす。
継続契約初回保険料の	継続契約の保険料を初回保険料から口座振替で払い込むための特約であり、全ての口座振替払契約に付帯されます。
口座振替に関する特約	
クレジットカードによる	保険料をクレジットカードで払い込むための特約であり、全てのクレジットカート払契約に付帯されます。
保険料支払に関する特約	
保険契約の継続に関する特約	継続手続の方法についての特約であり、年払契約は年払契約用、月払契約は分割払契約用が付帯されます。
通信販売に関する特約	保険契約を通信販売(郵送またはウェブサイト)により申し込むための特約であり、全ての通信販売契約に付帯されます。

4.保険期間および保険契約の継続

- (1)この保険契約の保険期間は1年間ですが、原則としてご契約を終身継続することができます。
- (2)弊社は、保険期間の終了する2か月前までに、継続後の内容(保険金額および保険料等)を記載した書面をご契約者に送付します。
- (3)ご契約者より、保険期間の終了する1か月前までに、別段の意思表示がない場合は、上記(2)の書面の記載内容でご契約が継続されますので、継続の中止をご希望される場合または継続時に加入プランの変更がある場合等は、保険期間の終了する1か月前までに弊社へお申し出ください。
- (4)なお、同一のペットについて、保険金のお支払いが著しくまたは突出して増加する場合等は、治療を受ける動物病院の変更をお願いすることがある他、上記(2)の書面に代え、継続契約を引き受けない旨を記載した書面を送付することがあります。

5.引受条件(保険金額および保険料等)

(1)保険金額

加入プラン(プラン50、プラン70またはプラン80)により保険金額が決まります(注4)。

(注4)保険期間中において、保険金のお支払いが増加し、保険契約の計算の基礎に著しいまたは突出した影響を及ぼす場合は、主務 官庁への届出等を行ったうえで、保険金の削減または減額を行うことがあります。

(2)保険料

加入プラン(プラン50、プラン70またはプラン80)、加入タイプ(小型犬、中型犬、大型犬、特大犬または猫)およびペットの年齢等により、保険料が決まります(注5)。

(注5)保険期間中において、保険金のお支払いが増加し、保険契約の計算の基礎に著しい影響を及ぼす場合は、主務官庁への届出等を行ったうえで、保険料の増額を行うことがあります。

(3)ご契約者および被保険者

ご契約者とは、保険契約上のさまざまな権利を有すると同時に義務を負う方であり、日本国内に居住する方に限られます。また、被保険者とは、日本国内に居住するペットの飼い主の方であり、原則として、ご契約者の同居の親族または別居の3親等以内の親族の方に限られます。なお、保険料はご契約者が払い込み、保険金は被保険者が請求します。

👺 保険料の払込期間および払込方法

- (1)保険料の払込期間は、1年間です。
- (2)保険料の払込手段は、口座振替またはクレジットカードとなります(保険料領収証は、発行しておりません)。
- (3)保険料の払込回数は、年1回払い込まれる年払と毎月払い込まれる月払(所定の割増が適用されます)があります。

👺 解約返戻金、満期返戻金および契約者配当金

この保険契約をご解約(解除)される場合は、取扱代理店または弊社までお申し出ください。なお、ご解約(解除)の条件によっては、弊社の定めるところにより保険料を返還(注6)または未払込保険料を請求させていただくことがあります。また、この保険契約には、満期返戻金および契約者配当金がありません。

(注6)返還される保険料(解約返戻金)があっても、多くの場合は、払い込まれた保険料の合計額より少ない金額になります(解約返戻金がない場合もあります)。

◆弊社(ペット&ファミリー少額短期保険株式会社)の保険に関する苦情またはご相談窓口

〒113-0033 東京都文京区本郷三丁目34番3号、0120-584-412、http://www.petfamilyins.co.jp/ ※電話受付時間:平日の午前9時~午後5時(土日、祝日・および12/30~1/4除きます)

🏿 注意喚起情報のご説明

- ・この書面は、ペット医療費用保険のお申込みをいただくに際して、お客様にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい情報を記載したものです。ご契約の前に必ずお読みいただき、内容をご承諾のうえ、お申し込みくださるようお願い申し上げます。また、この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありませんので、詳しくは、ペット医療費用保険普通保険約款および特約条項等をご参照ください。なお、ご不明な点につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。
- ・ご契約者が被保険者でない場合は、この書面の記載内容を被保険者にご説明ください。

☆ クーリングオフ(ご契約のお申込みの撤回または解除)

1. クーリングオフができる場合

ご契約のお申込み後であっても、ご契約をお申込みいただいた日またはこの書面の受領日のいずれか遅い日から8日以内であれば、クーリングオフができます。ただし、継続契約の場合は、クーリングオフができません。

2. クーリングオフの連絡方法

クーリングオフをされる場合は、上記期間内(8日以内の消印有効)に弊社の本社宛に必ず郵便(葉書または封書)にてご連絡ください。なお、保険証券(お手許に届いている場合のみ)をご提出いただくことになりますのでご用意ください。また、ご契約をお申込みいただいた取扱代理店では、クーリングオフのお申し出を受け付けることができません。

<宛て先> 〒113-0033 東京都文京区本郷三丁目34番3号 ペット&ファミリー少額短期保険株式会社 クーリングオフ受付係行

<記載必要事項> ①ご契約をクーリングオフする旨の内容

- ②ご契約を申し込まれた方の住所、氏名、捺印、電話番号
- ③ご契約を申し込まれた年月日
- ④ご契約を申し込まれた保険の内容(加入プラン、加入タイプ、保険期間、証券番号、取扱代理店名)

3. クーリングオフによる保険料の返還

クーリングオフをされた場合は、既に払い込まれた保険料の返還の手続きを弊社よりご連絡し、手続き終了後にお返しします。 また、取扱代理店または弊社は、クーリングオフによる損害賠償または違約金は、一切請求いたしません。

☆ 告知義務および通知義務等

1. ご契約締結時の注意事項(告知義務等)

- (1)ご契約者および被保険者には、ご契約締結時に、保険契約上の重要な事項として弊社がご質問した事項について正しくご回答いただく義務(告知義務)があります。ペット医療費用保険契約申込書兼告知書の記載内容に間違いがないか十分にご確認ください(特に、ペットの種別(犬または猫)、生年月日(年齢)、品種名、犬の体重、同種の補償を受けられる他の保険会社等(少額短期保険会社を含みます)の保険契約への加入状況および健康状態等をご確認ください]。
- (2)知っている事実を告知されなかったり、事実と相違することを告知された場合は、ご契約が解除(解約)となったり、保険金をお支払いできないことがあります。

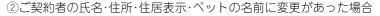
2. ご契約締結後の注意事項(通知義務)

ペットがペットショップ・ブリーダー等の売買目的(売買後は除きます)、闘犬・競争犬等の興行目的、または警察犬・麻薬犬・救助犬・狩猟犬等の職業犬(ただし、盲導犬・聴導犬等の介護犬は除きます)として飼育されることに変更された場合は必ず当社へご通知ください。この場合は、保険期間の中途でご契約は終了となります。

3. その他、ご契約締結後の当社へのご連絡事項

ご契約内容に以下の変更等が生じた場合は、必ず取扱代理店または弊社までご連絡ください。





👺 保険責任開始期

保険責任は、保険期間の初日の午後4時(ペット医療費用保険契約申込書兼告知書にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻) に開始します。ただし、保険期間が開始した後でも、初年度契約における以下の傷害または疾病については、保険金をお支払いできません。

- ①保険期間の初日において既に生じていた傷害・疾病
- ②保険期間の初日から15日以内に発生した傷害
- ③保険期間の初日から30日以内に発症した疾病(ガンを除きます)
- ④保険期間の初日から90日以内に発症したガン

☆ 主な免責事由(保険金をお支払いできない場合等)

2ページ「契約概要のご説明 補償内容 2.主な免責事由(保険金をお支払いできない治療費等)」の他、以下の場合は、保険金をお支払いできません。

- ・初年度契約の保険期間の初日において既に生じていた傷害・疾病
- ・契約者・被保険者等の故意・重大な過失、自殺行為、犯罪行為、闘争行為によって生じた傷害・疾病
- ・契約者・被保険者・獣医師等の不正行為による保険金請求
- ・動物愛護及び管理に関する法律等に反する不適切な飼養・管理のために生じた傷害・疾病
- ・地震・噴火・津波・風水害等の自然災害、戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱・核燃料物資等によって牛じた傷害・疾病

☆ ペットが傷害または疾病で治療を受けた場合の手続き

万一、ペットが傷害または疾病で治療を受けた場合は、治療を開始した日から30日以内に弊社までご連絡ください。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。

| ❖ 同種の補償を受けられる他の保険会社の保険契約に加入している場合のご注意

同種の補償を受けられる他の保険会社等(少額短期保険会社を含みます)の保険契約に加入している場合であっても、保険金のお支払いに際し、保険金のお支払い対象となる治療期間が重複し、「それぞれの保険契約について他の保険契約がないものとして算出された保険金の支払責任額の合計」が「負担した治療費」を超えるときは、以下の算式で算出された額を保険金としてお支払いします。そのため、「負担した治療費」を超える保険金のお支払いはありません。

- ①他の保険契約等から保険金が支払われていない場合 この保険契約の支払責任額
- ②他の保険契約等から保険金が支払われた場合 被保険者の負担した治療費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額 ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

☆ 保険料の払込猶予期間および保険契約の失効等の取扱い

- (1)保険料は、ペット医療費用保険契約申込書兼告知書に記載の払込期日までにお払込みください。
- (2)保険料が払込期日までに払い込まれず、かつ、払込期日の翌月末日においても払い込まれなかった場合は、保険契約が解除(解約)となり、 払込期日後(初回保険料の場合は保険期間の開始後)に発生または発病したペットの傷害または疾病については、保険金をお支払いできないことがあります。
- (3)取扱代理店または弊社が保険料を領収する前に発生または発病したペットの傷害または疾病については、保険金のお支払い前に未払込保険料(未経過期間分の保険料を含みます)をお払込みいただくことがあります。
- (4)この保険契約は、保険期間中に「ペットが死亡した場合」または「ペットが譲渡された場合(ただし、被保険者の同居の親族または別居の3親等以内の親族の方等に譲渡された場合を除きます)」、失効します(効力を失い終了します)。

₩ 解約返戻金

4ページ「契約概要のご説明 解約返戻金、満期返戻金および契約者配当金」をご覧ください。

👺 保険期間および保険契約の継続

3ページ「契約概要のご説明 補償の内容 4.保険期間および保険契約の継続」をご覧ください。

"☆" 特に法令等で注意喚起することとされている事項

1. 保険期間中の保険料の増額または保険金の削減等

保険期間中において、保険金のお支払いが増加し、保険契約の計算の基礎に著しいまたは突出した影響を及ぼす場合は、主務官庁への届出等を行ったうえで、保険料の増額または保険金の削減もしくは減額を行うことがあります。

2. 継続契約の取扱い

- (1)保険期間の終了に際し、保険契約を継続する場合において、保険金のお支払いが増加し、保険契約の計算の基礎に影響を及ぼす場合は、主務官庁への届出等を行ったうえで、継続契約の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。
- (2)保険期間の終了に際し、保険契約を継続する場合において、保険金のお支払いが増加し、保険契約が不採算となり、保険契約の継続が困難であると認められる場合は、主務官庁への届出等を行ったうえで、継続契約を引き受けないことがあります。

3. 少額短期保険会社が引き受ける保険契約の限度

- (1)保険期間は、損害保険の場合、2年以内となりますが、この保険契約の場合、1年間となります。また、保険金額は、損害保険の場合、1000万円以下となりますが、この保険契約の場合、ペット医療費用保険契約申込書兼告知書に記載の保険金額となります。
- (2)同一の被保険者について引き受けるすべての保険契約の保険金額の合計額は、原則1000万円が上限となり、また、同一のご契約者について引き受けるすべての保険契約の被保険者の総数は、100名が上限となります。この限度額の確認は、弊社にペット医療費用保険契約申込書兼告知書が届いた段階で行います。そのため、ご契約者が取扱代理店にご契約を申し込まれた場合で、この限度を超えていたことが弊社で判明したときは、ご契約が成立せず、取扱代理店に既に払い込まれた保険料を全額返還させていただくことがあります。

4. 弊社の経営が破綻した場合の取扱い

保険契約者保護機構の行う資金援助の措置がありません。また、同機構への移転等の補償対象契約に該当しません。

👺 個人情報取扱いに関する説明事項

1. 弊社が取得するお客様に関する個人情報の利用目的

弊社が取得するお客様に関する個人情報は、以下の目的のために業務上必要な範囲で利用します。なお、弊社が取得する個人情報には、お客様からご提出いただく一切の書類(ペット医療費用保険契約申込書兼告知書等の審査関係書類およびその他の付属書類を含みます)に表記された個人情報を含みます。

- (1)各種保険契約のお引受け、ご契約の継続・維持管理、保険金等のお支払い
- (2)関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・ご提供、ご契約の維持管理
- (3)弊社業務に関する情報提供・運営管理、各種商品・サービスの充実
- (4)その他保険に関連・付随する業務



2. 個人情報の第三者提供の制限

弊社は、業務上必要な範囲を超えて、個人情報を第三者に提供しません。提供する場合は、以下に限定されます。

- (1)保険金等のお支払い等に際し、診察等を行った動物病院等に業務上必要な照会を行う場合
- (2)保険契約の締結、契約内容の変更、支払保険金の査定、保険金支払の拒否等を判断するために、他の保険会社、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受ける場合
- (3)弊社が保険引受リスクを適切に分散するために再保険を行う場合、再保険会社(再々保険会社を含みます)における当該保険契約のお引受け、ご契約の継続・維持管理、保険金等のお支払いに関する利用のために、当該業務上必要な個人情報を当該再保険会社へ提供する場合
- (4)弊社の業務上必要な範囲で、外部の情報処理業者、取扱代理店等の委託先へ個人情報を提供する場合
- (5)法令に基づく場合

3. 個人データの安全管理

個人データは、正確性保持に努め、これを安全に管理いたします。なお、弊社の個人情報の取扱いに関する詳細は、弊社ホームページ (http://www.petfamilyins.co.jp)をご覧いただくか、弊社までご照会ください。

👺 保険料控除

この保険契約は、生命保険料または損害保険料を払い込まれた場合に受けられる所得控除(生命保険料控除または損害保険料控除) の対象になりません。

◆弊社(ペット&ファミリー少額短期保険株式会社)の保険に関する苦情またはご相談窓口

〒113-0033 東京都文京区本郷三丁目34番3号、0120-584-412、http://www.petfamilyins.co.jp/ ※電話受付時間:平日の午前9時~午後5時(土日、祝日・および12/30~1/4除きます)

👺 ペット医療費用保険普通保険約款および特約条項 👺

<ご覧いただくにあたっての注意事項>

- ■本文中の**ゴシック文字**の用語については、各条項・特約の冒頭(用語の定義)でご説明しています。
- ■本文中の(注)のある用語については、その条文の末尾でご説明しています。

第1章 用語の定義条項

第1条 (用語の定義)

この普通保険約款において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

ります。	大学が就にのいて、次の用音は、てれてれ次の正義によ
用語	定義
ペット	
. () [ことを目的として飼育・管理されている犬または猫をい
	います。ただし、次の①または②のいずれかに該当する
	ではなる。たたし、次のでまたは②のですれたに該当する 犬または猫は除きます。
	①売買を目的として飼育・管理されている犬または猫
	②闘犬、狩猟犬、競争犬、災害救助犬または警察犬等、
	愛玩動物または伴侶動物とすること以外の目的で飼
	育・管理されている犬または猫
	(注)伴侶動物
	コンパニオンアニマルをいい、盲導犬、聴導犬、介
/与中·	助犬などの身体障害者補助犬を含みます。
傷害	ペットが急激かつ偶然な外来の事故によって被った身はの際常さいと、この際常には、自体が取りた方表式で
	体の障害をいい、この障害には、身体外部から有毒ガス または有毒物質を偶然かつ一時に吸引、吸入、吸収また
	は摂取したときに急激に生ずる中毒症状(注)を含みます。
	(注)中毒症状 中毒症状には、細帯性の中毒は会びません。また
	中毒症状には、細菌性食中毒は含みません。また、 有毒物質を継続的に吸引、吸入、吸収または摂取し
	有毒物質を極続的に吸引、吸入、吸収または摂取した た結果生ずる中毒症状も含みません。
 疾病	に
7大1円	断される身体の障害であって、傷害以外の場合をいいます。
 治療	入院、通院 または手術による 獣医師 の治療をいい、臨
心怎	大獣医学の判断に従い、ペットの健康回復に必要な臨床
	金を支払わない場合ーその2) の治療等は含みません。
	(注)臨床獣医学的措置
	ペットの身体の健康状態の維持またはその減退の防
	止のために必要な措置を含みます。
動物病院等	動物病院、犬猫病院または動物クリニックであって、
20 10 / 3150 (3	獣医師の管理下にある施設をいいます。
獣医師	獣医師法(昭和24年法律第186号)に基づく獣医師
	の免許を交付されている者をいいます。
入院	獣医師による治療が必要な場合に、自宅等での治療が
	困難なため 動物病院等 に入り、常に 獣医師 の管理下にお
	いて 治療 に専念することをいいます。
通院	獣医師による治療が必要な場合において、動物病院等
	に通い、または往診により、 獣医師 による 入院 を伴わな
	い 治療 に専念することをいいます。
被保険者	保険証券の被保険者欄に記載された者で、この保険の
	補償を受けられる方をいいます。
治療費用	ペットの治療のために要した治療費のうち、臨床獣医
	学上、一般に認められている診断または治療処置方法で
	要した診察料、時間外診料、検査料、処置料、手術料、
	入院料、薬剤料、材料または医療器具使用料等をいいます。
	ただし、第6条(保険金を支払わない場合-その3)
	の費用は含みません。
告知事項	危険 に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記
	載事項とすることによって当会社が告知を求めたものを
在 IA	いいます。
危険 初年度契約	身体障害の発生の可能性をいいます。 継続契約 以外の保険契約をいいます。
継続契約	継続契約以外の保険契約をいいます。 この普通保険約款に基づく保険契約の保険期間の終了
小区小じ大ボソ	この音通体関制派に基づく体膜契制の体膜期間の終了 日(注)を 保険期間 の開始日とする保険契約をいいます。
	ロ(注)を 体験期間 の開始ロとする体験実制をいいます。 (注) 保険期間 の終了日
	合には、その解除日をいいます。
	□ iCiO/ C ∨ /JTFが □ C V · V · O ≯ 0

用語	定義
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき
	保険金の額をいいます。
他の保険契	この保険契約におけるペットと同一の犬または猫につ
約等	いて締結された第2条(保険金を支払う場合)の損害に
	対して保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約
	をいいます。
無効	保険契約が成立しないことをいいます。
失効	保険契約が効力を失い終了することをいいます。

第2章 補償条項

第2条(保険金を支払う場合)

当会社は日本国内でペットが身体障害(傷害または疾病をいいます。以下同様とします。)を被り、その直接の結果として、日本国内の動物病院等でペットに対して治療がなされた場合に、被保険者が治療費用を負担することによる医療費用損害について、この普通保険約款に従い保険金を支払います。

第3条(保険期間と支払責任の関係)

- (1) 当会社は、治療を開始した時が保険期間中である場合に限り、保険金を支払います。ただし、初年度契約の保険期間の始期においてすでに発生していた身体障害については、保険金を支払いません。
- (2)(1)の規定にかかわらず、この保険契約が**初年度契約**である場合には、**治療**の原因となった身体障害が次の①から③までのいずれかに該当するときは、保険金を支払いません。
 - ①身体障害が傷害の場合には、保険期間の初日からその日を含めて 15日以内に被った傷害による身体障害
 - ②身体障害が悪性腫瘍(注1)以外の疾病の場合には、保険期間の初日からその日を含めて30日以内に被った疾病による身体障害
 - ③身体障害が悪性腫瘍(注1)の場合には、**保険期間**の初日からその日を含めて90日以内に発症した悪性腫瘍(注1)による身体障害(注1)悪性腫瘍とは、ガンをいいます。

第4条(保険金を支払わない場合-その1)

当会社は、ペットに生じた次の①から②までのいずれかに該当する身体障害の治療に対しては、保険金を支払いません。

- ①次のイ、からホ、までのいずれかに掲げる者の故意もしくは重大な過失によって生じた身体障害または自殺行為、犯罪行為もしくは闘争行為によって生じた身体障害。ただし、ハ、については、その者が保険金の一部の受取人である場合には、その者が受け取るべき金額についてのみ保険金を支払いません。
 - イ. 保険契約者またはその代理人(注2)
 - □. 被保険者またはその代理人
 - ハ. 被保険者以外の保険金を受け取るべき者またはその代理人(注3)
 - 二. 被保険者と生計を共にする同居の親族
 - ホ. 被保険者と生計を共にする別居の未婚の子
 - (注2) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または 法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 - (注3) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、 取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- ②動物愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年法律第 105 号)またはその他の法令に反する不適切な飼養または管理のために、ペットに生じた身体障害
- ③地震、噴火、津波または風水害等の自然災害によって生じた身体 障害
- ④戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動(注4)によって生じた身体障害(注4)群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

- ⑤核燃料物資(注5)もしくは核燃料物質(注5)によって汚染された物(注6)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - (注5)使用済燃料を含みます。
 - (注6)原子核分裂生成物を含みます。
- ⑥ ③から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩 序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑦ ⑤以外の放射線照射または放射能汚染

第5条(保険金を支払わない場合-その2)

当会社は、次の①から⑪までのいずれかに該当する**治療**に対しては、保険金を支払いません。

①ペットの不妊・去勢手術、断耳・断尾、声帯除去、歯石除去、爪切除(注7)、 美容整形手術または試験開腹手術 (注7) 爪切除には狼爪切除を含みます。

- ②ペットの妊娠、偽妊娠、出産、早産もしくは流産の治療またはその治療によって生じた身体障害。ただし、異常な出産のため獣医師が特に必要と認めた治療については、保険金をお支払いします。
- ③心身症の治療
- ④ペットの身体障害による治療の開始日から過去1年以内に予防接種をしなかったため罹患した次の疾病に対する治療

イ. 犬

ジステンパー、伝染性肝炎、アデノウイルス感染症、パラインフルエンザ、パルボウイルス感染症、レプトスピラ感染症 または狂犬病

口. 猫

汎白血球減少症、カリシウイルス感染症、ウイルス性鼻気管炎(ヘルペス)または白血病ウイルス感染症(FeLV)

- ⑤猫エイズまたは猫エイズが原因と認められる疾病に対する治療
- ⑥ペットの身体障害による治療の開始日から過去1年以内にフィラリアの予防処置(注8)をしなかったため生じた寄生虫に対する治療

(注8) 予防処置とは、**動物病院等**が認める予防薬の投薬等をいいます。

- ⑦先天性疾患によって生じた身体障害に対する治療
- ⑧皮膚病、□腔内疾患または外耳炎に対する入院治療
- ⑨定期的処置(注9)、治療をともなわない検査または処方食による 治療

(注9) 定期的処置とは、耳道の洗浄、肛門腺搾りまたは**疾病**予防 のための点眼等をいいます。

- ⑩股関節形成不全、膝関節形成不全、股関節脱臼もしくは膝関節脱臼またはこれらによって生じた身体障害に対する治療。ただし、交通事故等急激な衝撃事故によって生じたこれらの身体障害に対する治療については、保険金を支払います。
- ①傷病名が特定されない身体障害に対する治療

第6条(保険金を支払わない場合ーその3)

当会社は、次の①から⑮までのいずれかに該当する**治療**、検査、 処置等に要した費用に対しては、保険金を支払いません。

- ①ワクチン接種費用、その他**疾病**予防のための検査、投薬もしくは 予防接種費用または定期健診もしくは予防的検査のための費用
- ②不妊もしくは避妊を目的とした手術または処置に伴う費用
- ③肛門腺除去等健康体に施す外科手術もしくはその他の検査または 肛門嚢搾り等の処置費用
- ④健康補助食品による処置費用
- ⑤入浴費用 (注 10)

ただし、**獣医師**が通常の**治療**の一環として病院等において行った場合は、保険金を支払います。

(注10) 入浴費用には、シャンプー代を含みます。

- ⑥漢方、温泉療法、酸素療法または免疫療法等の代替的処置による 治療のための費用
- ⑦ペットの移送費
- ⑧マイクロチップの挿入費用
- ⑨安楽死のための費用
- ⑩葬儀費または埋葬費等ペットの死後に要した費用
- ①各種証明書類の文書作成費用(注 11) ただし、保険金請求のために作成した診断書および領収書等の作 成費用については、保険金を支払います。

(注 11) 文書作成費用には、当該文書の郵送費用を含みます

⑫医薬品の郵送費用

- ③カウンセリングの費用
- 仰病理組織検査料
- (⑤ペットが新生仔の養育または身体障害のための付添いに要した費用

第7条(保険金を支払わない場合ーその4)

当会社は、次の①から④までのいずれかに掲げる者の不正行為によってなされた保険金の請求に対しては、保険金を支払いません。

- ①保険契約者またはその代理人
- ②被保険者、またはその代理人
- ③被保険者以外の保険金を受け取るべき者またはその代理人
- ④ 獣医師

第8条 (保険金の支払額)

当会社が第2条(保険金を支払う場合)の医療費用損害について 支払う保険金の金額は、次の算式によって算出した額となります。 お支払いする保険金の額

=被保険者の負担した治療費用 × 保険証券記載の補償割合

第9条 (保険金の支払限度額)

当会社が支払うべき保険金の金額は、保険証券記載の保険金額を限度とします。

第10条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払)

他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約等について他の保険契約等がないものとして算出した支払責任額の合計額が被保険者の負担した治療費用の額を超えるときは、当会社は、次の①または②に定める額を保険金として支払います。

- ①他の保険契約等から保険金が支払われていない場合 この保険契約の支払責任額
- ②他の保険契約等から保険金が支払われた場合 被保険者の負担した治療費用の額から、他の保険契約等から支払 われた保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約 の支払責任額を限度とします。

第11条(他の身体障害の影響)

- (1) 保険金支払の対象となっていない身体障害の影響によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が加重された場合は、当会社は、その影響がなかった場合に相当する損害の額を支払います。
- (2) 正当な理由がなく、保険契約者、被保険者または保険金を受け取る べき者がペットの治療を怠ったことにより、保険金を支払うべき身 体障害の程度が加重された場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第12条(治療期間の短縮)

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって治療が延長したときは、短縮できたと認められる期間に生じた治療費用に対しては、保険金を支払いません。

第3章 基本条項

第13条(保険責任の始期および終期)

- (1) 当会社の保険責任は、**保険期間**の初日の午後4時に始まり、末日の午後4時に終わります。ただし、**保険期間**の始まる時刻については、 保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。
- (2)(1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に被った身体障害に対しては、保険金を支払いません。

第14条(告知義務)

- (1) 保険契約者または**被保険者**は、保険契約締結の際、**告知事項**について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または**被保険者**が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) この保険契約が継続契約である場合には、身体障害の発生の有無については、告知すべき事項としません。ただし、この保険契約の支払条件が継続前契約に比べて当会社の保険責任を加重するものである場合には、告知すべき事項とします。

- (4)(2) の規定は、次の①から④までのいずれかに該当する場合には適用しません。
 - ① (2) に規定する告げなかった事実または告げた事実と異なることがなくなった場合
 - ②当会社が保険契約締結の際、(2) に規定する告げなかった事実もしくは告げた事実と異なることを知りまたは過失によってこれを知らなかった場合。なお、当会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。
 - ③保険契約者または被保険者が、ペットが身体障害を被る前に、告知事項につき書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、訂正の申し出を受けた場合において、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が訂正すべき事実を当会社に告げても当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、当会社は、これを承認するものとします。
 - ④当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から 1か月を経過した場合または**初年度契約**の保険契約締結時から5年を経過した場合。ただし、(3)のただし書きの規定により、身体障害の発生の有無について告知を受けたときは、解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合またはこの保険契約の保険契約締結時から5年を経過した場合とします。
- (5) 告知事項のうち、(2) に規定する告げなかった事実または告げた 事実と異なることが当会社の危険測定に関係のないものであった場合には、(2) の規定は適用しません。
- (6)(2) の規定による解除が治療を開始した後になされた場合であっても、第23条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。また、この場合において、すでに保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (7)(6) の規定は、(2) に規定する告げなかった事実または告げた事実と異なることに基づかずに発生した身体障害については適用しません。

第15条(保険契約者の住所変更)

- (1) 保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。この通知があった場合は、その住所または通知先を保険証券記載の住所または通知先とします。
- (2) 保険契約者が(1) の規定による通知をしなかった場合は、当会社の知った最終の住所または通知先に送付した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に保険契約者に到達したものとみなします。

第16条(通知義務)

- (1) 保険契約締結の後、告知事項の内容に変更を生じさせる事実(注 12) が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に通知しなければなりません。
 - (注 12) 告知事項の内容に変更を生じさせる事実とは、告知事項のうち、ペットが愛玩動物または伴侶動物とすることを目的として飼育・管理されなくなったことに限ります。
- (2)(1) の事実の発生によって、この保険契約の引受範囲(注 13) を超えることとなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。 (注 13) 引受範囲

保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。

(3)(2) の規定による解除が第2条(保険金を支払う場合)の医療費用 損害の発生した後になされた場合であっても、第23条(保険契約 解除の効力)の規定にかかわらず、(1)の事実が生じた時から解除 がなされた時までに発生した医療費用損害に対しては、当会社は、 保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払って いたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第17条(保険契約の無効)

- (1) 保険契約締結の際、保険契約者が、保険金を不法に取得する目的 または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保 険契約は無効とします。
- (2)(1)の規定により無効となる場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第18条 (ペットの年齢の誤りによる保険契約の無効)

- (1) 保険契約申込書に記載されたペットの年齢に誤りがあった場合で、 初年度契約の契約締結日における実際の年齢が当会社の定めた「こ の保険契約を締結することができる年齢」の範囲外であったときに は、保険契約を無効とします。
- (2)(1)の規定により無効となる場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (3)(1)の規定に該当しなかった場合には、保険契約を**無効**とせず、 実際の年齢に基づいた保険料に訂正します。

第19条(保険契約の失効)

保険契約締結の後、次の①または②のいずれかに該当する場合には、その事実が発生した時に、この保険契約はその効力を失います。

- ①保険期間中、ペットが死亡した場合
- ②ペットが譲渡された場合

ただし、**被保険者**の同居の親族または3親等以内の親族に譲渡された場合は効力は失いません。

第20条(保険契約の取消し)

- (1) 保険契約者または**被保険者**の詐欺または強迫によって当会社が保 険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面に よる通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。
- (2) 損害が発生した後に(1)の規定による取消しが行われた場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第21条(保険契約者による解除)

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保 険契約を解除することができます。ただし、保険金請求権の上に質 権または譲渡担保権が設定されている場合は、質権者または譲渡担 保権者の書面による同意を得た後でなければ解除(注 14)すること はできません。

(注 14) 解除には別に保険料を定めた特約が付帯されている場合において、その特約のみを解除する場合を含みます。

第22条(重大事由による解除)

- (1) 当会社は、次の①から③までのいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - ①保険契約者または**被保険者**が、当会社にこの保険契約に基づく保 険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じ させようとしたこと。
 - ②被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺 を行い、または行おうとしたこと。
 - ③①および②に掲げるもののほか、保険契約者または**被保険者**が、① および②の事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (2)(1) の規定による解除が第2条(保険金を支払う場合)の医療費用 損害の発生した後になされた場合であっても、第23条(保険契約 解除の効力)の規定にかかわらず、(1)①から③までの事由が生じた 時から解除がなされた時までに発生した医療費用損害に対しては、 当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金 を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができ ます。

第23条(保険契約解除の効力)

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第24条(保険料の返還または請求)

(1) 当会社は、次に従い、保険料を返還または請求します。

() = = () ()		
該当する規定	返還または請求 する場合	返還または請求する額
①第 14 条 (告知	当会社が保険契約	(次の算式により算出した額を
義務)(2)	を解除した場合	返還します。) アロアリア
		既に払い (注 15) 込まれた × 1 – (
		保険料 保険期間
		<u></u> 月数 ノ
②第 14 条 (告知 義務) (4)③	第 14 条(告知義務)(1)により告	変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還または請
923337 (176)	げられた内容が	求します。
	事実と異なる場合において、告	
	知事項について	
	の訂正の申出を当会社が承認し、	
	かつ、保険料を	
	変更する必要がある場合	
③第 16 条 (通知	当会社が保険契約	(次の算式により算出した額を
義務)(2)	を解除した場合	返還します。)
		既経過月数 既経過月数 に払い (注 15)
		込まれた × 1 - (次) 保険期間
		月数
	保険契約者が保	(次の算式により算出した額を
契約者による 解除)	険契約を解除 (注 16) した場合	返還します。) 既経過月数に対
		既に払い
		保険料 表の割合
⑥笋 22 タ <i>(</i> 重士	当会社が保険契約	(次の算式により算出した額を
事由による解	を解除した場合	返還します。)
除)		既経過月数 既経過月数 に払い (注 15)
		込まれた × 1 - (25 13)
		保険料 (特別) (特別) (特別) (特別) (特別) (特別)
0711 1111111111111111111111111111111111	保険契約が無効	既に払い込まれた保険料は返
契約の無効)(1) 7第 18 条 (ペッ	の場合 保険契約が 無効	還しません。 既に払い込まれた保険料の全
トの年齢の誤り	の場合	額を返還します。
による保険契約 の無効)(1)		
⑧第 18 条 (ペッ	年齢について訂	変更前の保険料と変更後の保
トの年齢の誤りによる保険契約	正し、かつ、保険料を変更する必	険料との差額を返還または請求します。
の無効) (3)	要がある場合	
9 第 20 条 (保険 契約の取消し)	当会社が保険契約を取り消した	既に払い込まれた保険料は返還しません。
(1)	場合	
⑩第 19 条(保険 契約の失効)	初年度契約で、保険期間の初日	既に払い込まれた保険料の全額を返還します。
	から 15 日以内に	
⑪第 19 条(保険	死亡した場合 ⑩以外で保険契	 (次の算式により算出した額を
契約の失効)	約が 失効 となる	返還します。)
	場合	既経過月数 既経過月数 に払い
		込まれた × 1 — () () () () () () () () (保険期間 (保険期間 () () () () ()) (
		月数
		•

(注15) 既経過月数

1か月に満たない期間は1か月とします。

(注 16) 解除

解除には、別に保険料を定めた特約が付帯されている場合において、その特約のみを解除する場合を含みます。

- (2)(1)②または⑧の規定により保険料が請求となる場合、保険契約者は、当会社が請求した日の属する月の翌月末日までに追加保険料を払い込まなければなりません。
- (3)(2) の規定により保険契約者が追加保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠ったときは、当会社は、保険契約の保険期間の開始日以降にペットが被った身体障害に対しては、保険金を支払いません。なお、保険契約の保険期間の開始日から追加保険料の払込期日までにペットが被った身体障害に対して保険金の支払いを受けるときは、その支払いを受ける前に、保険契約者は、追加保険料を当会社に払い込まなければなりません。ただし、支払うべき保険金が追加保険料を超える場合で、支払うべき保険金から追加保険料を差し引くことについての被保険者の申し出があったときは、追加保険料を差し引いた保険金を被保険者に支払います。

第25条(治療を開始したときの通知)

(1) ペットの治療を開始したときは、保険契約者または被保険者は、その開始した日からその日を含めて 30 日以内に身体障害、治療の状況ならびに程度等の詳細および他の保険契約等の有無および内容(注 17) を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知または説明を求めたときは、これに応じなければなりません。

(注 17) 他の保険契約等の有無および内容

既に**他の保険契約等**から保険金の支払を受けた場合には、その旨を含みます。

(2) 保険契約者または**被保険者**が、当会社の認める正当な理由がなく (1) の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被っ た損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第26条(保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、ペットに対する治療がなされ、 被保険者が治療費用を負担した時から発生し、これを行使すること ができるものとします。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑥までに 定める書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出 しなければなりません。
 - ①保険金請求書兼同意書
 - ②保険証券または保険契約継続証 なお、異動承認書の写しがある場合は、異動承認書の写しを含み ます。
 - ③治療費用の支払いを証明する領収書(明細付)または明細書
 - ④当会社所定の診断治療証明書または身体障害の程度を証明する獣 医師の診断書
 - ⑤本人確認書類等
 - ⑥その他当会社が第29条(保険金の支払時期)(1)に定める事項の 確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険 契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次の①から③までに掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
 - ①被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注18)
 - ②①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者または②以外の3親等内の親族

(注18) 配偶者は、法律上の配偶者に限ります。

- (4)(3) の規定による**被保険者**の代理人からの保険金の請求に対して、 当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたと しても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2) に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

- (6) 次の①から③までのいずれかに該当する場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
 - ①保険契約者または**被保険者**が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合
 - ②保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(2)、(3)または(5)の書類に事実と異なる記載をした場合
 - ③保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(2)、(3)または (5)の書類または証拠を偽造しまたは変造した場合

第27条(当会社の指定獣医師または検査機関等による診察等の要求)

当会社は、第 25 条(治療を開始したときの通知)の通知または 第 26 条(保険金の請求)の請求を受けた場合、身体障害の程度の 認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、当会社が費 用を負担して、当会社の指定する獣医師によるペットの診察または 検査機関等によるペットの病理組織検査もしくは死体の検案を行う ことを求めることができます。

第28条(当会社による動物病院変更の要求)

当会社は、第26条(保険金の請求)の請求を受けた場合において、次の①および②の事由を満たすときは、契約者または被保険者に対して、治療を受ける動物病院等の変更を求めることができます。

- ①被保険者が保険金を請求する治療費用が、治療を受けた時点の獣 医学の水準に照らした平均的な治療費用の額から相当に乖離して いること
- ②治療を受ける動物病院等を変更することにより、①の状態の解消が 見込まれること

第29条(保険金の支払時期)

- (1) 当会社は、請求完了日(注19)からその日を含めて20日以内に、 当会社が保険金を支払うために必要な次の①から⑤までの事項の確認を終え、保険金を支払います。
 - ①保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の 原因、事故発生の状況、医療費用損害発生の有無および**被保険者** に該当する事実
 - ②保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保 険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由 に該当する事実の有無
 - ③保険金を算出するための確認に必要な事項として、医療費用損害 の額および事故と損害との関係
 - ④保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約 において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する 事実の有無
 - ⑤①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、医療費用損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
 - (注 19) 請求完了日とは、**被保険者**が第 26 条(保険金の請求) (2) および (3) の規定による手続を完了した日をいいます。以下同様とします。
- (2)(1) の確認をするため、次の①から④までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1) の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(注19) からその日を含めてそれぞれ下表に定める延長後の日数(注20) を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。
 - ①身体障害発生の状況、身体障害発生の原因となった事故等を確認するために、警察、消防その他の公の機関による捜査または調査の結果を得る必要がある場合 180 日
 - ②身体障害の内容、身体障害発生の原因となった事故、身体障害の発生と身体障害発生の原因となった事故との関係等を確認するために、動物病院、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果を得る必要がある場合 90日
 - ③災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)が適用された災害の被災地域において、身体障害発生の状況やその程度等の確認のために必要な調査を行う場合 60日
 - ④災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき設置された中央防災会議において専門調査会が設置された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模の損害が発生するものと見込まれる広域災害が発生した場合60日(注20)複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

- (3) 当会社が必要な確認(注 21)をするための調査を行うにあたり、保険契約者、被保険者が正当な理由なくその調査を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注 22)には、これにより調査が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。(注 21)(1)の①から⑤までの事項の確認をいいます。
 - (注 22) 第 26 条 (保険金の請求) (5) の規定による必要な協力または第 27 条 (当会社の指定獣医師または検査機関等による診察等の要求) の規定による診察等を行わなかった場合を含みます。
- (4)(1)の規定にかかわらず、当会社は、被保険者の要求があるときは、保険金を内払することがあります。
- (5)(1)または(2)の規定による日数を超えて保険金をお支払いする場合は、その日を含め所定の利息を付けて、保険金を支払います。
- (6)(1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者または 被保険者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内 において、日本国通貨をもって行うものとします。

第30条 (時効)

保険金請求権は、第26条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第31条(代位)

(1) 被保険者がペットの身体障害について治療費用を負担することにより医療費用損害が生じた結果、被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は次の額を限度として当会社に移転します。

区分	移転する債権の限度額				
①当会社が医療費用 損害の額の全額を 保険金として支 払った場合	次のいずれか低い額 ア. 左記の支払った保険金の額 イ. 被保険者が取得した債権の全額				
②当会社が医療費用 損害の額の一部を 保険金として支	次のいずれか低い額 ア. 左記の支払った保険金の額 イ. 次の算式により算出された額				
払った場合	被保険者 が取得した債権の額 -				

- (2)(1) の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1) または(2) の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第32条(保険契約者または被保険者の変更)

- (1) 保険契約者は、保険契約締結の後、当会社の承認を得て、この保険 契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を 第三者に移転させることができます。なお、移転を受けることができ る者は、保険契約者の同居の親族または3親等以内の親族に限ります。
- (2)(1) の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保 険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険 約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。
- (4) 保険契約締結の後、被保険者がペットを第三者に譲渡した場合、保 険契約者は、書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求し なければなりません。なお、譲受人は、被保険者の同居の親族または 3 親等以内の親族に限ります。
- (5) 保険契約者(注 23) または**被保険者**を変更した場合には、新たに 保険証券を発行しないで、従前の保険証券および承認した異動承認書 の写しの通知をもってこれに代えることができます。
 - (注 23) 保険契約者には、その権利および義務の移転を受ける者を含みます。

第33条(保険契約の継続)

(1) **保険期間**の終了に際し、当会社は、保険契約の終了する日より起算 して2か月前の日までに保険契約の継続をお知らせする通知書を送付 します。また、保険契約を継続しようとする場合(注24)において、 保険証券もしくは保険契約継続証に記載された事項または異動承認を受けた事項に変更があったときは、保険契約者または被保険者は、保険契約の終了する日より起算して1か月前の日までに、書面をもってこれを当会社に告知しなければなりません。この場合の告知については、第14条(告知義務)の規定を適用します。

- (2) 第 13 条 (保険責任の始期および終期) (3) の規定は、継続保険契約の保険料についても、これを適用します。
- (3) 保険契約を継続しようとする場合(注 24)には、当会社は新たな保険証券を発行しないで、従前の保険証券と保険契約継続証とをもって新たな保険証券に代えることができるものとします。

(注24) 保険契約を継続しようとする場合

新たに保険契約申込書を用いることなく、従前の保険契約と**保険期間**および保険料を除き同一の内容で、かつ、従前の保険契約との間で**保険期間**を中断させることなく保険契約を継続する場合をいいます。

第34条 (継続契約の見直)

- (1) 保険期間の終了に際し、保険契約を継続しようとする場合において、保険金の支払額の増加により保険契約の計算の基礎に影響を及ぼす事態が生じた場合は、当会社は、主務官庁への届出等を行ったうえで、継続契約の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。
- (2)(1) の規定により、保険料の増額または保険金額の減額を行う場合は、保険契約の終了する日より起算して2か月前の日までに書面をもってこれを通知します。
- (3)(1) の規定により保険金額を減額した場合でも、保険金額の減額前に開始した治療については、減額前の契約内容に従って保険金を支払います。

第35条(保険契約の継続辞退)

- (1) **保険期間**の終了に際し、保険契約を継続しようとする場合において、保険金の支払額の増加により保険契約が不採算となり、保険契約の継続が困難となった場合は、当会社は、主務官庁への届出等を行ったうえで、**継続契約**を引き受けないことがあります。
- (2)(1) の規定により、継続契約を引き受けない場合は、保険契約の終了する日より起算して2か月前の日までに書面をもってこれを通知します。

第36条(保険料の増額または保険金の削減等)

- (1) 保険期間中において、巨大な損害等の発生により、保険金の支払額の増加により保険契約の計算の基礎に突出した影響を及ぼす事態が生じた場合は、当会社は、保険契約者に遅滞なくその旨を連絡し、主務官庁への届出等を行ったうえで、この保険契約の保険金を削減して支払うことがあります。
- (2)(1) の規定にかかわらず、保険期間中において、保険金の支払額の増加により保険契約の計算の基礎に著しい影響を及ぼす可能性が生じた場合は、当会社は、主務官庁への届出等を行ったうえで、この保険契約の保険期間の残余期間において、将来に向って保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。
- (3)(2) の規定により、保険料の増額または保険金額の減額を行う場合は、当会社は、すみやかに書面をもってこれを通知します。
- (4)(3) の通知を受けた保険契約者は、次の①から③までのいずれかの方法をとることについて、書面により当会社に指定しなければなりません。 ①保険料を増額する方法
 - ②保険金額を減額する方法
 - ③保険契約を解除する方法
- (5)(4) の書面による指定がなされない場合は、当会社は、保険契約者が(4)②の方法を指定したものとみなします。

第37条(保険契約者保護機構)

この保険契約は、保険契約者保護機構への移転等の補償対象契約 に該当しません。また、同機構が行う資金援助等の措置の適用もあ りません。

第38条(訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第39条(準拠法)

この保険契約に適用される普通保険約款および特約に規定のない

事項については、日本国の法令に準拠します。

別表 1 保険料の返還(第24条関係)

解約返戻金率表

1113221742									
既経過期間							割包	\Rightarrow	(%)
1か月まで							. (6	3
2か月まで							٠ إ	5 8	8
3か月まで							٠ إ	5 3	2
4か月まで							٠,	4 (ô
5か月まで							٠,	4 (0
6か月まで							٠ ;	3 !	5
7か月まで							٠ ;	2 !	9
8か月まで							٠ ;	2 :	3
9か月まで								1 '	7
10か月まで								1 :	2
11か月まで								٠ (6
1年まで								- (0

特定疾病補僧対象外特約

当会社は、この特約により、普通保険約款第4条(保険金を支払わない場合-その1)から第7条(保険金を支払わない場合-その4)までに該当する場合のほか、ペットの身体障害が保険証券に記載された疾病によるときは、保険金を支払いません。

保険料分割払特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
年額保険料	この保険契約に定められた総保険料をいいます。
分割保険料	年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割し
	たものをいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。

第1条(保険料の分割払)

当会社は、この特約により、保険契約者が**年額保険料**を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。

第2条(分割保険料の払込方法)

保険契約者は、この保険契約の申込時に第1回分割保険料を払い込み、第2回目以降の分割保険料については、払込期日までに当会社に払い込まなければなりません。

第3条(第1回分割保険料領収前にペットが被った身体障害)

保険期間が始まった後でも、当会社は、第2条(分割保険料の払込方法)に規定する第1回分割保険料を領収する前にペットが被った身体障害に対しては、保険金を支払いません。

第4条 (保険金を支払わない場合-分割保険料不払の場合)

- (1) 保険契約者が第2回目以降の分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日までに払い込むことを 怠った場合は、当会社は、その払込期日以後にペットが被った身体障害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 第2回目以降の分割保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日までにペットが被った身体障害に対して被保険者が保険金の支払いを受ける場合には、その支払いを受ける前に、保険契約者は、払い込みを怠っていた分割保険料を当会社に払い込まなければなりません。

第5条(保険契約の解除-第2回目以降の分割保険料不払の場合)

- (1) 当会社は、**払込期日**の属する月の翌月末日までに、保険契約者から その**払込期日**に払い込まれるべき**分割保険料**の払込みがない場合に は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解 除することができます。
- (2)(1)の規定による解除は、その分割保険料を払い込むべき払込期日から将来に向かってのみ効力を生じます。

第6条(保険料の返還の特則-保険契約者による解除の場合)

当会社は、普通保険約款第 21 条(保険契約者による解除)の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合は、普通保険約款第

24条(保険料の返還または請求)(1)④の規定にかかわらず、未経過期間(注1)に対し月割をもって計算した保険料を返還します。

(注1) 未経過期間

1か月に満たない未経過期間は切り捨てます。

第7条 (追加保険料の払込み)

- (1) 当会社が普通保険約款第 24 条(保険料の返還または請求)の規定による追加保険料を請求したときは、保険契約者は、その全額を当会社に一時に払い込まなければなりません。
- (2)(1)の規定により保険料が請求となる場合、保険契約者は、当会社が請求した日の属する月の翌月末日までに追加保険料を払い込まなければなりません。
- (3) 保険契約者が(2) の追加保険料の払込みを怠った場合(注 2) は、当会社は、保険契約の保険期間の初日以降にペットが被った身体障害に対しては、保険金を支払いません。

(注2) 追加保険料の払込みを怠った場合

当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

(4) 保険契約者は、追加保険料領収前の身体障害に対して保険金の支払いを受ける場合は、その支払いを受ける前に、追加保険料を当会社に払い込まなければなりません。ただし、支払うべき保険金が追加保険料を超える場合で、支払うべき保険金から追加保険料を差し引くことについての被保険者の申し出があったときは、追加保険料を差し引いた保険金を被保険者に支払います。

第8条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない 限り普通保険約款および他の特約の規定を準用します。

初回保険料の口座振替に関する特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
初回保険料	次の保険料をいいます。
	ア. この保険契約に保険料分割払特約が適用されて
	いる場合は第1回分割保険料
	イ. ア以外の場合は、保険料
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
提携金融機関	当会社と保険料の□座振替の取扱いを提携している
	金融機関等をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
初回保険料	保険証券記載の払込期日をいいます。
払込期日	

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、次の①から③までに定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ①保険契約締結の際に、当会社と保険契約者との間に、あらかじめ 初回保険料を□座振替の方法により払い込むことについての合意 があること。
- ②**指定口座**が、**提携金融機関**に、保険契約締結の時に設定されていること。
- ③この保険契約の締結および保険契約者から当会社への損害保険料 □座振替依頼書の提出が、**保険期間**が始まる時までになされてい ること。

第2条(初回保険料の払込み)

- (1) 初回保険料の払込みは、初回保険料払込期日に、指定口座から当会社の口座に振り替えることによって行うものとします。
- (2) **初回保険料払込期日が提携金融機関**の休業日に該当し、**指定口座**からの口座振替による**初回保険料**の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合には、当会社は、**初回保険料払込期日**に払込みがあったものとみなします。
- (3) 保険契約者は、初回保険料払込期日の前日までに初回保険料相当額 を指定口座に預け入れておかなければなりません。

第3条(初回保険料払込み前の取扱い)

(1) 当会社は、保険契約者が初回保険料払込期日までに初回保険料を払い込んだ場合には、初回保険料に関する規定に限り、普通保険約款お

- よび他の特約に定める保険料領収前にペットが被った身体障害の取扱いに関する規定を適用しません。
- (2)(1) の規定により、被保険者が**初回保険料**払込み前に保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は、**初回保 険料**を当会社に払い込まなければなりません。

第4条(保険契約の解除-初回保険料不払の場合)

- (1) 当会社は、**初回保険料払込期日**までに、保険契約者から**初回保険料** の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2)(1)の規定による解除は、保険期間の初日から将来に向かってのみ効力を生じます。

第5条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款および他の特約の規定を準用します。

継続契約初回保険料の口座振替に関する特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
継続契約	当会社と締結されていた保険契約の保険期間の終了
	日(注)を保険期間の開始日とする保険契約をいいます。
	(注) 保険期間の終了日
	保険契約が保険期間の終了日前に解除されていた
	場合には、その解除日をいいます。
初回保険料	次の保険料をいいます。
	ア. この保険契約に保険料分割払特約が適用されて
	いる場合は第1回分割保険料
	イ. ア以外の場合は、保険料
指定口座	保険契約者の指定する□座をいいます。
提携金融機関	当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している
	金融機関等をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
初回保険料	保険証券記載の払込期日をいいます。
払込期日	

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、次の①から④までに定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ①この保険契約が継続契約であること
- ②保険契約締結の際に、当会社と保険契約者との間に、あらかじめ **初回保険料**を口座振替の方法により払い込むことについての合意 があること。
- ③**指定口座**が、提携金融機関に、保険契約締結の時に設定されていること。
- ④この保険契約の締結および保険契約者から当会社への損害保険料 □座振替依頼書の提出が、**保険期間**が始まる時までになされてい ること。

第2条(初回保険料の払込み)

- (1) **初回保険料**の払込みは、**初回保険料払込期日**に、**指定口座**から当会 社の口座に振り替えることによって行うものとします。
- (2) **初回保険料払込期日**が提携金融機関の休業日に該当し、**指定口座**からの口座振替による**初回保険料**の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合には、当会社は、**初回保険料払込期日**に払込みがあったものとみなします。
- (3) 保険契約者は、**初回保険料払込期日**の前日までに**初回保険料**相当額 を**指定口座**に預け入れておかなければなりません。

第3条(初回保険料払込み前の取扱い)

- (1) 当会社は、保険契約者が**初回保険料払込期日**までに**初回保険料**を払い込んだ場合には、**初回保険料**に関する規定に限り、普通保険約款および他の特約に定める保険料領収前にペットが被った身体障害の取扱いに関する規定を適用しません。
- (2)(1)の規定により、被保険者が**初回保険料**払込み前に保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は、**初回保険料**を当会社に払い込まなければなりません。

第4条 (保険契約の解除-初回保険料不払の場合)

- (1) 当会社は、初回保険料払込期日までに、保険契約者から初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2)(1)の規定による解除は、保険期間の初日から将来に向かってのみ効力を生じます。

第5条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない 限り、普通保険約款および他の特約の規定を準用します。

クレジットカードによる保険料支払に関する特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
クレジット	当会社の指定するクレジットカードをいいます。
カード	
会員規約等	クレジットカードの利用条件等を定めた規約をいいます。
カード会社	クレジットカード 発行会社をいいます。
この保険契	保険契約締結の際に支払うべき保険料または保険契
約の保険料	約締結後に支払うべき保険料をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
初回保険料	次の保険料をいいます。
	ア. この保険契約に保険料分割払特約が適用されて
	いる場合は第1回分割保険料
	イ. ア以外の場合は、保険料

第1条 (クレジットカードによる保険料支払の承認)

- (1) 当会社は、この特約により、**クレジットカード**を使用して、保険契約者が**この保険契約の保険料**を支払うことを承認します。
- (2)(1)にいう、保険契約者とは**カード会社**との間で締結した**会員規約等**に基づく会員または**クレジットカード**の使用が認められた者に限ります。
- (3) 次条以下の規定は、**クレジットカード**を使用した**この保険契約の保 険料**の支払ごとに適用します。

第2条(保険料領収前に生じた身体障害の取扱い)

- (1) 保険契約者から、この保険契約の保険料をクレジットカードを使用して支払う旨の申し出があった場合には、当会社は、カード会社へそのクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったうえで、クレジットカードを使用した保険料の支払を承認します。
- (2) 保険契約者が、この保険契約の保険料の支払にクレジットカードを使用した場合には、当会社が(1)の承認を行った時(注)以後、普通保険約款および他の特約に定める保険料領収前にペットが被った身体障害の取扱いに関する規定を適用しません。
 - (注) 当会社が(1)の承認を行った時

保険期間の開始前に承認した場合は保険期間の開始した時とします。

- (3) 当会社は、次の①または②のいずれかに該当する場合は、(2) の規定にかかわらず、普通保険約款および他の特約に定める保険料領収前にペットが被った身体障害の取扱いに関する規定を適用するものとします。
 - ①当会社がカード会社からこの保険契約の保険料を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、カード会社に対して支払うべき保険料の全額を既に支払っている場合は、(2)の規定に従い、普通保険約款および他の特約に定める保険料領収前にペットが被った身体障害の取扱いに関する規定を適用しないものとします。
 - ②会員規約等に定める手続が行われない場合

第3条(保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い)

- (1) 第2条(保険料領収前に生じた身体障害の取扱い)(3)①に規定するこの保険契約の保険料を領収できない場合には、当会社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、カード会社に対してこの保険契約の保険料を既に支払っているときは、当会社は、その支払った保険料について保険契約者に請求できないものとします。
- (2) 保険契約者が会員規約等に従い、クレジットカードを使用した場合において、(1) の規定により当会社が保険料を請求し、保険契約者が

遅滞なくその保険料を支払ったときは、第2条(保険料領収前に生じた身体障害の取扱い)(2)の規定を適用します。

第4条(保険契約の解除-初回保険料不払の場合)

- (1) 保険契約者が第3条(保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い)(2) の保険料の支払を怠った場合で、初回保険料払込期日の属する月の末日までに、保険契約者から初回保険料の払込みがないときには、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約が付帯された保険契約を解除することができます。
- (2)(1) の規定による解除は、**保険期間**の初日から将来に向かってのみ 効力を生じます。

第5条(保険料の返還の特則)

- (1) 普通保険約款および他の特約の規定により、当会社が保険料を返還する場合は、当会社は、次の①または②のいずれかの領収を確認した後に保険料を返還します。
 - ①カード会社から当会社に支払われるべき保険料の全額
- ②第3条(保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い)(1)の規定により当会社が保険契約者に直接請求した保険料がある場合には、その全額
- (2)(1)①に規定する保険料の全額を当会社が領収していない場合に、保 険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、カード会 社に対して支払うべき保険料の全額を既に支払っているときは、当会 社は、その額を領収したものとします。

第6条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない 限り、普通保険約款および他の特約の規定を準用します。

保険契約の継続に関する特約(年払契約用)

<用語の定義>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義	
通知書	次の①から③までのいずれかの内容を記載した書面	
	をいいます。	
	①継続契約をこの保険契約と同一の条件でお引き受	
	けすること	
	②継続契約をこの保険契約と異なる条件でお引き受	
	けすること	
	③継続契約をお引受けしないこと	
保険証券等	保険証券または保険契約継続証をいいます。	
継続契約	この保険契約の保険期間の終了日を保険期間の開始	
	日とする保険契約をいいます。	
提携金融機関	当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している	
	金融機関等をいいます。	
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。	
普通保険約款	ペット医療費用保険普通保険約款をいいます。	
晋迪保険約款	ベット医療費用保険普通保険約款をいいます。	

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、当会社と保険契約者との間に、あらかじめ保険契約の 継続についての合意がある場合に適用します。

第2条(保険契約の継続)

- (1) 当会社は、この保険契約の終了する日から起算して2か月前の日までに、保険契約者に通知書を送付します。
- (2) 当会社は、(1) の規定によるこの保険契約の継続契約をお引き受け する場合の通知書には、継続する契約の内容を記載します。
- (3)(1) の規定により、この保険契約の継続契約をお引き受けする場合は、この保険契約の終了する日から起算して1か月前の日までに、保険契約者より継続の取り止めまたは契約条件の変更などの意思表示がない場合には、この保険契約は、(2) に規定する通知書の内容で継続契約をお引き受けするものとします。
- (4)(3) の規定によりこの保険契約の継続契約をお引き受けした場合には、当会社は、保険証券等を保険契約者に交付します。

第3条 (継続契約の分割保険料および保険料の払込方法)

- (1) 継続契約の保険料は、保険証券等記載の金額とします。
- (2) 継続契約の保険料の払込期日は、この保険契約の保険期間の終了する日とし、保険契約者は、払込期日までにその保険料を払い込むも

のとします。

- (3)(2)の規定にかかわらず、次の①から③までのすべての条件を満たす場合には、第2条(保険契約の継続)(4)の規定による保険証券または保険契約継続証に記載の期日を払込期日とし、**指定口座**から当会社の口座に振り替えることによって、**継続契約**の保険料の払込みを行うものとします。
 - ①当会社と保険契約者との間に、あらかじめ保険料を口座振替の方法により払い込むことについて合意があること
 - ②指定口座が提携金融機関に設定されていること
 - ③保険契約者から当会社へ損害保険料口座振替依頼書の提出がなされていること

第4条(保険金を支払わない場合ー継続契約の保険料不払の場合)

保険契約者が第3条(継続契約の保険料および保険料の払込方法)の継続契約の保険料について、その継続契約の保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日までに、その払込みを怠ったときは、当会社は、継続契約の保険期間の初日の午後4時以降にペットが被った身体障害に対しては、保険金を支払いません。

第5条(保険契約の解除-継続契約の保険料不払の場合)

- (1) 保険契約者が第3条(継続契約の保険料および保険料の払込方法)の継続契約の保険料について、その継続契約の保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日までに、その払込みを怠ったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、継続契約を解除することができます。
- (2)(1)の規定による解除は、継続契約の保険期間の初日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第6条(継続契約に適用される保険料)

- (1) **継続契約**の保険料は、**継続契約の保険期間**の初日における、次の① から③までの条件によって計算します。
 - ①ペットの年齢
 - ②加入するプラン(保険金額および補償割合)
 - ③ペットの種類が犬の場合、ペットの体重
- (2) この保険契約に適用した保険料率が改定された場合には、当会社は、保険料率が改定された日以降に**保険期間**が開始する**継続契約**から改定後の保険料率を適用します。

第7条(継続契約に適用される特約)

- (1) この保険契約が第2条(保険契約の継続)の規定によりこの保険契約と同一の条件で継続された場合には、各継続契約ごとに、この保険契約に付帯された特約が適用されるものとします。
- (2)(1)の規定にかかわらず、第2条(保険契約の継続)の規定によりこの保険契約と異なる条件で継続された場合には、各継続契約ごとに、通知書に記載された特約が適用されるものとします。

第8条 (継続契約の告知義務)

- (1) 第2条(保険契約の継続)(1) の規定によりこの保険契約を継続する場合において、保険契約申込書に記載した事項または**保険証券等**に記載された事項に変更があったときは、保険契約者または被保険者は、**保険期間**が終了する日から起算して1か月以前に、書面をもってこれを当会社に告げなければなりません。
- (2)(1)の規定による告知に関する普通保険約款第 14 条(告知義務)の規定の適用については、それぞれ次の①から③までの通り読み替えて適用します。
 - ①普通保険約款第 14 条 (告知義務)(2) および(4)②の規定中「保険契約締結の際」とあるのは「保険契約継続の際」
 - ②同条(2)、(4)③および(5)の規定中「告知事項」とあるのは「告知事項および保険証券等に記載された事項」
 - ③同条(4)③の規定中「保険契約締結の際」とあるのは「保険契約を継続するとき」と、「締結していた」とあるのは「継続していた」とします。

第9条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、**普通保険約款**および他の特約の規定を準用します。

保険契約の継続に関する特約(分割払契約用)

<用語の定義>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

この何がに切りて、人の方面は、これにも人の定義にあります。		
用語	定義	
通知書	次の①から③までのいずれかの内容を記載した書面	
	をいいます。	
	①継続契約をこの保険契約と同一の条件でお引き受	
	けすること	
	②継続契約をこの保険契約と異なる条件でお引き受	
	けすること	
	③継続契約をお引受けしないこと	
保険証券等	保険証券または保険契約継続証をいいます。	
継続契約	この保険契約の 保険期間 の終了日を 保険期間 の開始	
	日とする保険契約をいいます。	
払込期日	保険証券等記載の払込期日をいいます。	
提携金融機関	当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している	
	金融機関等をいいます。	
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。	
普通保険約款	ペット医療費用保険普通保険約款をいいます。	

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険料分割払特約を付帯した保険契約で、当会社と保 険契約者との間に、あらかじめ保険契約の継続についての合意がある 場合に適用します。

第2条(保険契約の継続)

- (1) 当会社は、この保険契約の終了する日から起算して2か月前の日までに、保険契約者に**通知書**を送付します。
- (2) 当会社は、(1) の規定によるこの保険契約の継続契約をお引き受け する場合の通知書には、継続する契約の内容を記載します。
- (3)(1)の規定により、この保険契約の継続契約をお引き受けする場合は、この保険契約の終了する日から起算して1か月前の日までに、保険契約者より継続の取り止めまたは契約条件の変更などの意思表示がない場合には、この保険契約は、(2)に規定する通知書の内容で継続契約をお引き受けするものとします。
- (4)(3)の規定によりこの保険契約の継続契約をお引き受けした場合には、当会社は、保険証券等を保険契約者に交付します。

第3条(継続契約の分割保険料および保険料の払込方法)

- (1) 継続契約の分割保険料は、保険証券等記載の金額とします。
- (2) 保険契約者は、**継続契約**の分割保険料を**払込期日**までに払い込むものとします。
- (3)(2)の規定にかかわらず、次の①から③までのすべての条件を満たす場合には、第2条(保険契約の継続)(4)の規定による保険証券または保険契約継続証に記載の期日を払込期日とし、指定口座から当会社の口座に振り替えることによって、継続契約の保険料の払込みを行うものとします。
- ①当会社と保険契約者との間に、あらかじめ保険料を口座振替の方法により払い込むことについて合意があること
- ②指定口座が提携金融機関に設定されていること
- ③保険契約者から当会社へ損害保険料口座振替依頼書の提出がなされていること

第4条(保険金を支払わない場合-継続契約の分割保険料不払の場合)

保険契約者が第3条(継続契約の分割保険料および保険料の払込方法)の継続契約の分割保険料について、その継続契約の分割保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日までに、その払込みを怠った場合で、その継続契約の分割保険料が第1回分割保険料のときは、当会社は、継続契約の保険期間の初日の午後4時以降にペットが被った身体障害に対しては、保険金を支払いません。

第5条 (継続契約に適用される保険料)

- (1) 継続契約の保険料は、継続契約の保険期間の初日における、次の① から③までの条件によって計算します。
 - ①ペットの年齢
 - ②加入するプラン(保険金額および補償割合)
- ③ペットの種類が犬の場合、ペットの体重
- (2) この保険契約に適用した保険料率が改定された場合には、当会社は、

保険料率が改定された日以降に保険期間が開始する**継続契約**から改定後の保険料率を適用します。

第6条 (継続契約に適用される特約)

- (1) この保険契約が第2条(保険契約の継続)の規定によりこの保険契約と同一の条件で継続された場合には、各**継続契約**ごとに、この保険契約に付帯された特約が適用されるものとします。
- (2)(1)の規定にかかわらず、第2条(保険契約の継続)の規定によりこの保険契約と異なる条件で継続された場合には、各**継続契約**ごとに、**通知書**に記載された特約が適用されるものとします。

第7条 (継続契約の告知義務)

- (1) 第2条(保険契約の継続)(1) の規定によりこの保険契約を継続する場合において、保険契約申込書に記載した事項または保険証券等に記載された事項に変更があったときは、保険契約者または被保険者は、保険期間が終了する日から起算して1か月以前に、書面をもってこれを当会社に告げなければなりません。
- (2)(1)の規定による告知に関する普通保険約款第 14 条(告知義務)の規定の適用については、それぞれ次の①から③までの通り読み替えて適用します。
 - ①普通保険約款第 14 条(告知義務)(2) および(4)②の規定中「保険契約締結の際」とあるのは「保険契約継続の際」
 - ②同条(2)、(4)③および(5)の規定中「告知事項」とあるのは「告知事項および保険証券等に記載された事項」
 - ③同条(4)③の規定中「保険契約締結の際」とあるのは「保険契約を 継続するとき」と、「締結していた」とあるのは「継続していた」 とします。

第8条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない 限り、**普通保険約款**および他の特約の規定を準用します。

通信販売に関する特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
通知書等	第1条(保険契約の申込み)(1)に規定する通知書
	または引受内容等を記載した書面および保険契約確認 画面をいい、次の①から④までの事項を記載するもの
	とします。
	①保険料②保険料の払込方法および金融機関等、保険料払込み
	に必要な事項
	③当会社が引受けを行う保険契約の内容に関する事項
	④口座振替により保険料払込みを行なう場合、保険料 の払込期限

第1条(保険契約の申込み)

(1) 当会社に対して通信により保険契約の申込みをしようとする者は、次の①または②の方法により保険契約の申込みをすることができるものとし、当会社は、その申込みを受けた場合には、保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行うものについては、それぞれ下表に定める手続を行います。

申込方法	引受けを行う場合の当会社の手続
① 保険契約申込書に所要の事	通知書または引受内容等を記載
項を記載し、当会社に送付すること。	した書面を保険契約者に送付します。
② インターネット (注) の専用ウェブサイト上の保険契約申込画面に所要の事項を入力し、保険契約確認画面の内容を確認し、これらを送信すること。	保険契約者に対して引受内容等 を通知します。

(注) インターネット

イントラネットおよびエクストラネットを含みます。

第2条(保険料および保険料の払込方法)

保険契約者は、通知書等に従い、保険料を払い込まなければなりません。

第3条(保険契約の解除-保険料不払の場合)

- (1) 当会社は、通知書等に記載された保険料(注)の払込期限までに保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - (注) 保険料
 - この保険契約に、保険料分割払特約が付帯されている場合は、第 1回分割保険料とします。
- (2)(1)の規定による解除は、保険期間の初日から将来に向かってのみ効力を生じます。

第4条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない 限り、普通保険約款および他の特約の規定を準用します。

〈引受保険会社〉



ペット&ファミリー 少額短期保険株式会社

〒113-0033 東京都文京区本郷三丁目34番3号 TEL 0120-584-412

http://www.petfamilyins.co.jp/

※ご契約の取扱代理店は、保険証券に表示しております。